○結城市公共下水道事業認可区域外からの公共下水道利用に係る取扱要項

平成２２年６月２４日

告示第１０１号

改正　令和４年３月２８日公企告示第７号

（趣旨）

第１条　この告示は、区域外流入（公共下水道事業認可区域外から公共下水道に汚水を排除することをいう。以下同じ。）により、公共下水道を利用する場合の許可基準について、必要な事項を定めるものとする。

（許可基準）

第２条　管理者（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第８条第２項の規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、区域外流入の許可をすることができる。

（１）汚水を排除しようとする対象の土地が、公共下水道の設置されている道路に面していること。

（２）汚水を自然流下により公共下水道に流入することができること。

（３）流入する汚水量が、公共下水道の構造及び管理に影響を与えない範囲であること。

（４）汚水の水質が、下水道法（昭和３３年法律第７９号）、結城市下水道条例（昭和５３年結城市条例第６号）及び関係法令等（以下「法令」という。）の基準に適合しているものであること。

（５）その他市長が特に必要と認めたとき。

（許可申請）

第３条　区域外流入の許可を受けようとする者は、区域外流入許可申請書（様式第１号）に必要な図書を添付して、管理者に申請しなければならない。

（区域外流入の許可）

第４条　管理者は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、申請が妥当であると認めるときは、区域外流入許可書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（受益者分担金）

第５条　前条に規定する許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、下館結城都市計画結城市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和４６年結城市条例第２５号）に規定する直近の受益者負担金に相当する額を、受益者分担金として納入するものとする。

２　受益者分担金は、管理者が指定する納期までに一括して納入するものとする。

（工事の実施）

第６条　利用者は、区域外流入に係る工事を施工するに当たっては、法令の規定を遵守するものとする。

２　利用者は、前項の工事に要する費用を負担するものとする。

３　利用者は、第１項の工事を市の入札参加者（土木一式工事）又は排水設備指定工事店に委託することができる。

４　第１項の工事に係る道路占用許可の手続は、管理者が行うものとする。

（工事の検査）

第７条　利用者は、前条第１項の工事が完成したときは、速やかに工事完成届（様式第３号）を管理者に提出し、検査を受けなければならない。

２　管理者は、前項の検査を行い合格と認めたときは、検査結果通知書（様式第４号）により利用者に通知するものとする。

（完成後の措置）

第８条　前条第１項の検査に合格した第６条第１項の工事の成果物は、前条第２項に規定する通知の日の翌日をもって市に帰属するものとする。

（法令等の遵守）

第９条　利用者は、区域外流入をする場合は、法令の規定を遵守するものとする。

（事業認可区域の編入に伴う負担金等）

第１０条　申請地が事業認可区域に編入された場合には、当該土地に対する受益者負担金は免除するものとする。

（変更等）

第１１条　利用者は、その排除する汚水の水量又は水質に変更が生じたときは、その旨を管理者に届けなければならない。公共下水道の使用を廃止する場合も同様とする。

（許可の取消し）

第１２条　管理者は、利用者がこの告示を遵守しないときは、区域外流入の許可を取り消すことができる。

（補則）

第１３条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付　則

この告示は、平成２２年７月１日から施行する。

付　則（令和４年３月２８日公企告示第７号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

区域外流入許可申請書

　結城市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　（　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受任者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　（　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　結城市公共下水道事業認可区域外からの公共下水道利用に係る取扱要項第３条の規定により、公共下水道区域外流入許可申請をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請地 | 結城市　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地目　　　　　　　　面積　　　　　　　㎡ |
| 土地の所有者 | 住所氏名 |
| 事業目的 |  |
| 区域外流入する理由 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 工事施工予定期間　　 | 　　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日 |
| 添付書類 | １ 位置図　　　　　　　　５ 排水設備計画平面図２ 登記簿の写し　　　　　６ 排水設備計画縦横断図３ 公図の写し　　　　　　７ その他４ 公共ます設置詳細図　　 　　 |
| 協議経過・条件  |

様式第２号（第４条関係）

|  |
| --- |
| 区域外流入許可書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　申請者　　　　　　　　　　　　　様　受任者　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　結城市長　　　　　　　　　　印　　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった公共下水道区域外流入については、下記の条件を付けて許可する。記１　下水道法、結城市下水道条例等の法令を遵守し、それらの手続に遺漏のないよう留意すること。２　工事（１）公共下水道の工事は、管理者と協議を行い、その指示に従うこと。なお、指示に従わない場合は、許可を取り消すものとする。（２）工事施工業者は、市の入札参加資格者（土木一式工事）又は下水道排水設備指定工事店とする。（３）工事費は、全額申請者の負担とする。（４）着工前に警察及び消防と協議をし、許可を得ること。３　受益者分担金（１）受益者分担金を管理者が指定する納期までに一括して納めること。なお、受益者分担金は、　　　　円とする。　　（納期　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）　　（土地の面積を基準として１㎡当たり 　円）（２）受益者分担金が指定する納期までに納められなかった場合は、公共下水道の使用を停止するものとする。（３）将来、申請地が排水区域に編入された場合の受益者負担金は、免除する。４　公共下水道の帰属　　設置された公共下水道は、検査結果通知書による通知日の翌日をもって、市に帰属するものとする。５　その他事項 |

様式第３号（第７条関係）

|  |
| --- |
| 工事完成届　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日結城市長 　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　受任者　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者　次のとおり公共下水道区域外流入に係る工事が完了しました。 |
| 許可年月日及び番号 | 　　年　　月　　日　　　 第　　　号 |
| 工事場所 | 結城市　　　 |
| 工事完成年月日 | 　 　年　 月　 日 |
| 添付書類１　完成図面（平面図・縦断図・標準横断図）２　工事写真３　その他 |

様式第４号（第７条関係）

|  |
| --- |
| 検査結果通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　申請者　　　　　　　　　　　　　様　　受任者　　　　　　　　　　　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　結城市長　　　　　　　　　　印　下記の工事は、完成検査の結果合格したので、通知します。 |
| 許可年月日及び番号 | 年　　月　　日　第　　　号 |
| 工事場所 | 結城市 |
| 工事完成年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 検査年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 備　　　考 |  |